

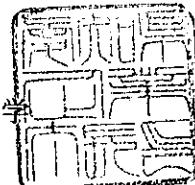
決定期間延長通知書

5第企工調第63号

令和5年6月9日

名古屋市民オンブズマン 新海 聡 様

愛知県公営企業管理者企業庁長 金田 学



令和5年5月26日付けで開示請求のありました行政文書については、愛知県情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長しましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	岩倉市建設部土地整備課が平成元年12月10日から令和3年3月12日までに岩倉川井野寄地区工業団地造成に関して、産業廃棄物について県企業庁に報告・相談・協議した際の持参資料、面談した際の内容が分かるもの
愛知県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	令和5年 5月 26日 から 令和5年 6月 9日 まで
延長後の決定期間	令和5年 5月 26日 から 令和5年 7月 10日 まで
延長の理由	開示請求に係る行政文書に岩倉市に関する情報が記載されており、開示決定等の的確を期するために意見照会を行う必要があるため。
担当課等	愛知県企業庁企業立地部工務調整課 工務第一グループ 電話052-954-6695 (ダイヤルイン)

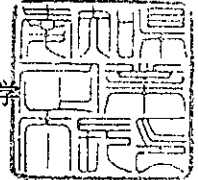
行政文書開示決定通知書

5企工調第 78 号

令和5年7月10日

名古屋市民オンブズマン 新海 聡 様

愛知県公営企業管理者企業庁長 金田 学



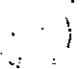











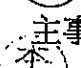


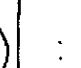
令和5年5月26日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	別紙1のとおり	
開示を実施する日時 及び場所	日時	令和5年7月10日 午前 10時 午後
	場所	県民生活課（県民相談・情報センター） （愛知県自治センター2階）
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する 費用の額	1 写しの作成に要する費用 530円 2 写しの送付に要する費用—郵便切手— 円分	
担当課等	愛知県企業庁企業立地部工務調整課工務第一グループ 電話052-954-6695（ダイヤルイン）	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県公営企業管理者企業庁長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります。）。
 - 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります。）。
- 注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
注2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
注3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

- ・ 令和元年12月17日付け会議状況報告書「岩倉川井野寄地区 第2回事業連絡調整会議について」
- ・ 令和2年1月16日付け会議状況報告書「岩倉川井野寄地区の埋文、廃棄物に関する調整会議について」
- ・ 令和3年2月2日付け会議状況報告書「岩倉川井野寄地区 産業廃棄物処理の経過報告について」

<h1>会議状況報告書</h1>	報告者 令和元年12月17日 工務調整課 工務G 氏名 伊藤 裕史
------------------	--

決 裁 欄	工務調整課長 	主 幹 	課長補佐 (工務G) 	主任主査 	主査  
			課長補佐 (用地・宅造資産G) 	主査 	主任主事   
			課長補佐 (企画調整第一G) 	主査 	主事   

会議の名称	岩倉川井野寄地区 第2回事業連絡調整会議について
日時	令和元年12月17日(火) 10時30分から
場所	企業立地部会議室
出席者	別紙のとおり

【目的】

事業スケジュールの確認と事業進捗状況の確認。

【内容】

1 開発スケジュールの確認【工務G】

別紙、スケジュール表のとおり。

2 報告事項及び調整事項

(1) 企業庁造成工事について

【三河港工事事務所】

・ 詳細設計進捗状況

測量調査及び設計業務委託：進捗率 45% (測量業務は完了。)

地質調査業務委託：完了

資材価格調査業務委託：発注済 (工期 令和2年1月31日)

・ 関連協議 (都計法 32 条協議等)

都計法 32 条：事前協議中

岩倉市へ確認中の事項あり。

都計法 34 条 2：資料作成中

特定都市河川 (新川)：資料作成中

大規模行為届：資料作成中

・(都) 岩倉西春線の進捗状況

【岩倉市】

工事は、令和2年度までで完了の予定であるが、予算の状況によっては令和3年度までかかる可能性はある。

・産業廃棄物について

【岩倉市】

調査した3箇所のうち、2箇所で産業廃棄物が確認された。現在、旧地権者と廃棄物の撤去について交渉中である。

【工務G】

廃棄物の撤去は、別紙のとおり決裁がとれしだい、通知予定である。

3. その他

・造成計画高について

【工務G、三河港工事事務所】

今までの土地利用計画図にはFH=7.0mと表記していたが、詳細設計を進めた結果、道路高を基準とし、0.2%の勾配をとると、平均FH=6.8mとなる。

【岩倉市】

企業から質問があった場合、五条川の堤防高と同等の高さである予備設計のFH=7.0mと案内している。今後、企業への説明内容を変えていく必要がある。

【工務G、三河港工事事務所】

堤防高がT.P.+7.2m程度なので造成計画高の方が低くなる。企業へは道路高を基準とし、造成計画高を設計していることを案内している。また、浸水想定区域図の浸水深が0.5m~1.0m程度となっており、盛土により、浸水が軽減されることを説明している。

【企画調整第一G】

浸水実績の水位を確認しておくこと。

(会議後) 新川流域浸水実績図(別紙)を確認

東海豪雨(H12.9)における周辺の水位 T.P.+6.87mとT.P.+6.91m

第2回 岩倉川井野寄地区 事業連絡調整会議 (R1.12)

日時 令和元年12月17日(火) 10:30～

場所 自治センター12F 会議室

- 1 開発スケジュールの確認【工務 G】
- 2 報告事項及び調整事項
 - (1) 企業庁造成工事について【三河港工事事務所】
 - ・ 詳細設計進捗状況
 - ・ 関連協議（都計法 32 条協議等）
 - ・ 造成計画の区画割について
 - (2) 用地契約等について【用地・宅造資産 G】
 - (3) 企業誘致関連について【企業誘致課】
 - (4) 市関連業務について【岩倉市】【工務 G】
 - ・ 埋蔵文化財発掘調査の進捗状況、仮置土の埋戻しについて
 - ・ (都) 岩倉西春線の進捗状況
 - ・ 産業廃棄物について
 - 撤去時期
- 3 その他

令和元年度 岩倉川井野寄地区 事業連絡調整会議 構成員

所 属		役 職	氏 名	
愛知県企業庁	企業立地部 工務調整課	工務 グループ	課長補佐	野田 峰憲
			主任主査	森 匡孝
			技 師	伊藤 裕史
		用地・宅造資産 グループ	課長補佐	平林 直人
			主 査	谷 亜由美
			主 事	山内 龍
		企画調整第一 グループ	課長補佐	尾関 健次
			主 査	岡田 芳忠
			主 事	小島 一晃
	企業立地部 企業誘致課	企業誘致 グループ	担当主任副課長	伊東 敏治
			主 任	樋口 和重
			主 事	森部 裕樹
	三河港工事事務所 工務課	工務第一 グループ	課長補佐	坂田 満
			主 査	西川 隆司
			技 師	富田 敬之
岩倉市	建設部 企業立地推進室	専 門 監	中野 正明	
		専 門 員	水野 善夫	
		主 幹	岡 茂雄	
		主 任	澤井 雅史	
		主 事	深津 綾花	

久

久

久

(案)

31 企工調第 号
令和元年 12 月 日

岩倉市長殿

愛知県企業庁長

岩倉川井野寄地区の廃棄物の確認について（通知）

岩倉川井野寄地区において、令和元年 12 月 10 日付岩企立第 104 号で報告のありました廃棄物について、開発基本協定書（平成 31 年 4 月 15 日締結）第 18 条第 1 項の規定により、通知します。

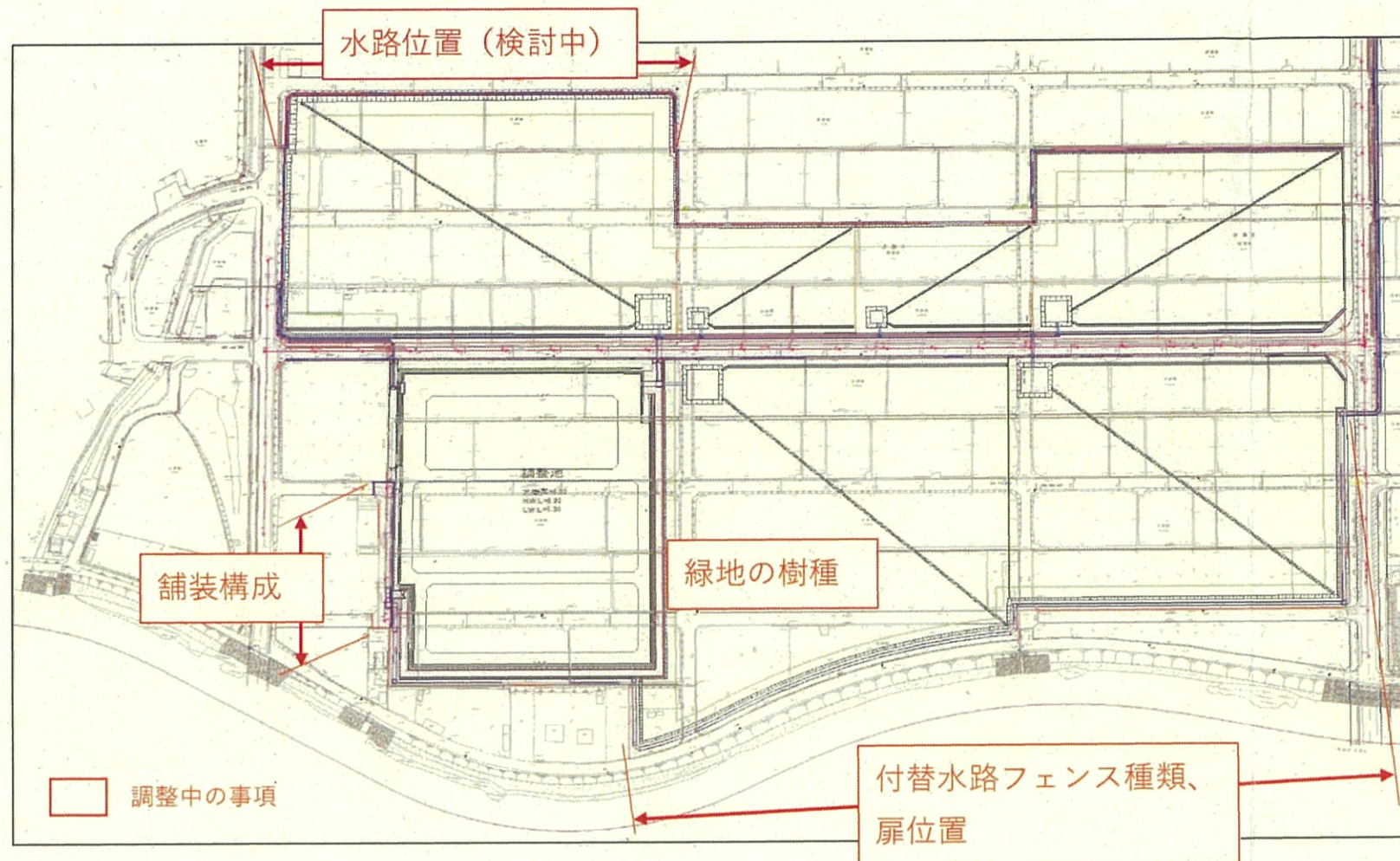
記

- 1 地区名
岩倉川井野寄地区
- 2 確認場所
別添箇所図のとおり
- 3 調査確認日
令和元年 11 月 6 日
- 4 廃棄物の種類
建設混合廃棄物、コンクリート塊、コンクリートくず等
- 5 処理期限
範囲確認の上、令和 2 年 12 月末までに一連の廃棄物を速やかに撤去してください。
- 6 その他
処理完了後、報告をお願いします。

担当 工務調整課工務 G
電話 052-954-6695

2019/12/17(火)

岩倉川井野寄地区 連絡調整会議 「委託業務の進捗率、作業状況について」



「委託業務 進捗状況」

用地造成事業 測量調査及び設計業務委託

請負者：(株)朝日設計事務所

工期：R2.3.13

進捗率：45% (R1.11末時点)

- ・測量業務 完了 ✓
- ・設計業務…協議資料作成中

用地造成事業 岩倉川井野寄地区 資材価格調査業務委託

請負者：未定

工期：R2.1.31 (資料収集・報告は1.17期限)

- ・資材価格調査N=1式

※完了 ✓

用地造成事業 地質調査業務委託

請負者：東海ジオテック(株)

- ・機械ボーリング N=4箇所
- ・CBR試験N=3箇所

確認済みの内容

- ・調整池
岩倉市へ概要図を送り、底張コンクリート範囲、進入路位置了承済み
- ・西側道路境界
開発区域に合わせる
- ・川井排水機場周辺
付替水路は暗渠化、遊水池(既設ボックス)の断面を確保する
- ・埋蔵文化財調査の排土管理
12/12(木)打合せ時に市より図面提出
盛土数量の管理方法について検討中

「協議各種 申請状況」

●事前協議中

- ・都計法32条
岩倉市へデータを送付済み
詳細の構造図は作成中

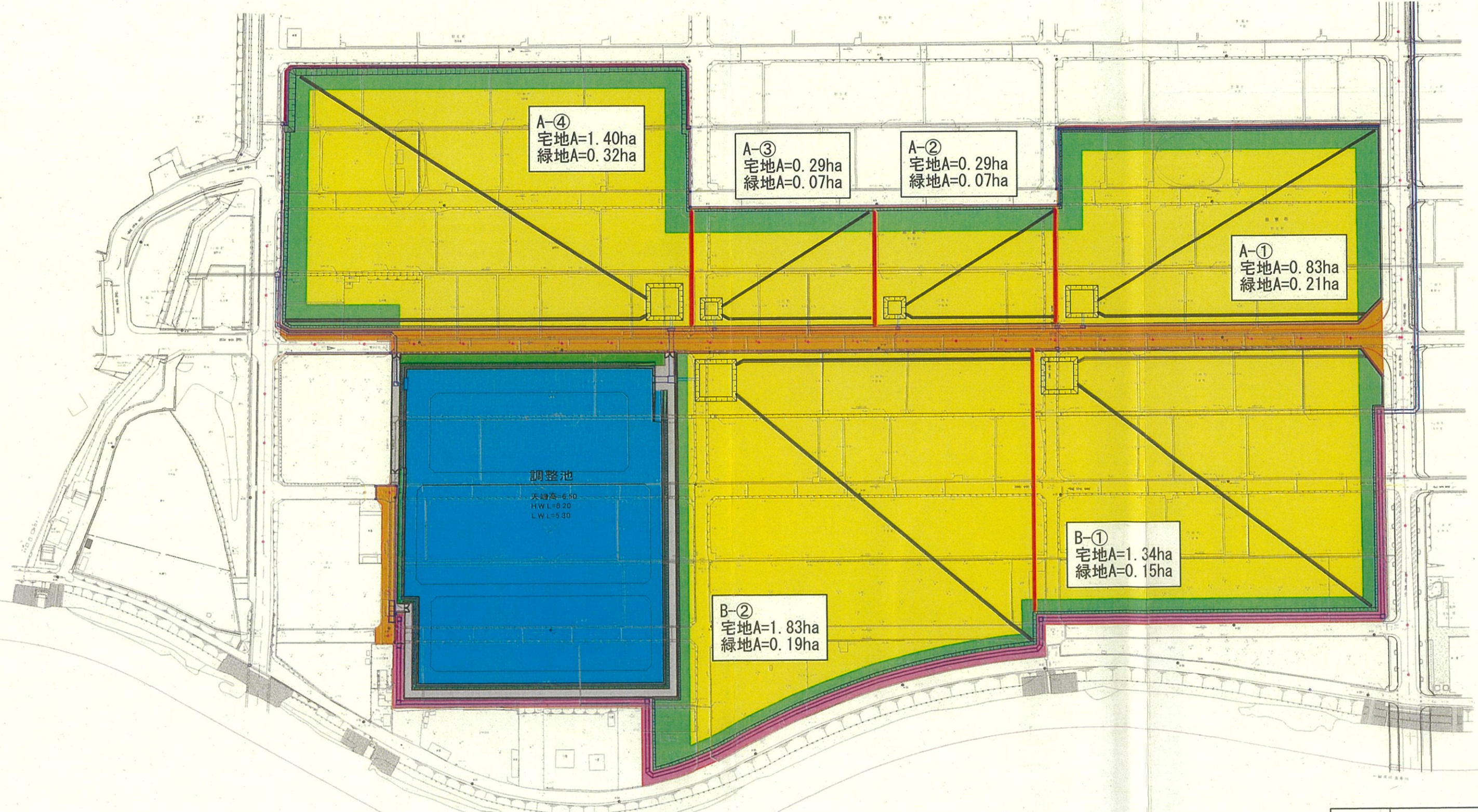
●資料作成中

- ・都計法34条2
- ・特定都市河川(新川) …調整池計算説明書修正中
- ・大規模行為届

土地利用計画平面図

S=1:800 (A1)

S=1:1600 (A3)



A-④
宅地A=1.40ha
緑地A=0.32ha

A-③
宅地A=0.29ha
緑地A=0.07ha

A-②
宅地A=0.29ha
緑地A=0.07ha

A-①
宅地A=0.83ha
緑地A=0.21ha

調整池
天端高=6.50
HWL=6.20
LWL=5.30

B-②
宅地A=1.83ha
緑地A=0.19ha

B-①
宅地A=1.34ha
緑地A=0.15ha

区分	記号	種目	面積(ha)	比率	備考
商業用地		宅地	5.97	82.8%	
		緑地	1.02	11.6%	
		調整池(緑地)	1.25	14.5%	緑地率 26.7%/25.0%
公共用地		緑地	0.11	1.2%	
		道路	0.11	1.2%	
		運路	0.48	5.1%	
		排水路	0.29	3.1%	
合計			8.24	100.0%	

委託業務名	
路線名	
施工箇所名	岩倉市川井町地内始め
図面の種類	土地利用計画平面図
縮尺	S=1:800(A1) S=1:1600(A3)
図面番号	全業の内

<h1 style="margin: 0;">会議状況報告書</h1>	報告者	令和2年1月16日 工務調整課 工務G 氏名 伊藤 裕史
-------------------------------------	-----	---------------------------------

決 裁 欄	工務調整課長 主 幹	課長補佐 (工務G) 主任主査 森主査 宇野 課長補佐 (用地・宅造資産G) 主査 谷 主事 判 龍 課長補佐 (企画調整第一G) 主査 主事 小島 吉
-------------	-------------------	--

会議の名称	岩倉川井野寄地区の埋文、廃棄物に関する調整会議について
日時	令和2年1月15日(火) 10時30分から
場所	企業立地部会議室
出席者	工務調整課 用地・宅造資産G 平林補佐、谷主査、山内主事 企画調整第一G 尾関補佐、岡田主査、小島主事 工務G 野田補佐、森主任主査、伊藤(報告者)

- 【目的】
- ① 埋蔵文化財発掘調査の発掘残土の埋戻しに係る開発基本協定書と覚書の変更について、変更方法の方針を確認すること。
 - ② 確認された産業廃棄物の撤去の確約方法を確認すること。

- 【結果】
- ① 開発基本協定書は変更しない。原覚書とは別に、新たに発掘残土の埋戻しに係る覚書を締結する。
 - ② 開発基本協定書第18条第1項の内容を市に徹底させることを約束し、その記録を残すこととする。

【内容】

1 埋蔵文化財発掘調査の発掘残土について
 (工務G)
 埋蔵文化財発掘調査の発掘残土の埋戻し工事を行うにあたり、開発基本協定書と覚書の変更の必要性について、別添資料のとおり素案を作成したため、ご意見をいただきたい。

(用地・宅造資産G)
 開発基本協定書第11条第4項において、埋蔵文化財発掘調査の実施に要する費用の支払いに関して必要な事項については、別途締結する覚書に定めることになっているため、開発基本協定書を変更する必要はない。

原覚書は、市教育委員会発注の下田南遺跡発掘調査の委託業務について定めるものであり、企業庁が発注予定の造成工事内で行う発掘残土の埋戻し工事とは、予算・施工主体

が別であることから、覚書の変更は行わず、発掘残土の埋戻工事についての覚書を別途締結することが妥当である。

(工務 G)

令和3年度に委託業務と埋戻工事が行われるため、2つの覚書内容を盛り込んだ協定書の一つを作るか、それぞれの覚書に対して別々の協定書を作る方法が考えられるが、これについても、ご意見を伺いたい。

(用地・宅造資産 G)

それぞれの覚書に付随する協定書は、^{企業が負担する埋戻工事の財源について}受託工事の負担金収入と市^{が負担}の委託業務の負担金支払を別々に執行すべきであり、会計処理を明瞭化するためにも、それぞれ作成することが妥当である。

また、県の負担金収入と市への負担金支払とを精算することについては、経営管理課に確認が必要である。

(工務 G)

岩倉市に対しては、覚書を別途締結し、それぞれの覚書に付随する協定書を締結し、それぞれで支払うことで協議する。

2 産業廃棄物の撤去について

(工務 G)

開発区域内で産業廃棄物が確認された。開発基本協定書第18条第1項において、産業廃棄物の撤去は、市もしくは旧地権者が速やかに行うことになっている。

工事着工後の工事の中断等を避けるため、工事発注手続き等を執行するにあたり、産業廃棄物の撤去の確実な実施が担保される必要がある。

撤去の実施が確実に担保される方法として、資料に記載したような方法があるが、ご意見をいただきたい。

(企画調整第一 G)

現状の事業スケジュールを変えない事を前提にすべきである。

(用地・宅造資産 G)

廃棄物撤去に関する確約書の提出でも良いと思うが、開発基本協定の履行を徹底させるため、企業庁と市の合意事項であることを確認する打合せを行い、記録に残すことが効果的ではないか。

(工務 G)

来週または再来週に担当者間で内容を調整し、その後、開発基本協定の履行を徹底する旨の確認する打合せを行う予定とする。

		R1	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
岩倉市	埋文現地調査					
	産廃廃棄物撤去 予算	● 2月議会(最終日H31.3.22)	● 6月議会(最終日R1.6.21)	● 9月議会(最終日R1.9.26)	● 12月議会(最終日R1.12.19)	● 2月議会(最終日H31.3.22)
企業庁	撤去工事		1.5ヵ月			
	土壌調査		1ヵ月			
	用地補償費支払い	○				
	工事発注手続き		1.5ヵ月			
	調整池工		12ヵ月 (準備工、防災工3ヵ月含む)			
	埋文残土埋戻				1ヵ月	
	整地工等			20ヵ月 (植栽春or秋植え)	○ 2ヵ月	● 6ヵ月 ● 9ヵ月 ● 12ヵ月 ● 2ヵ月

(※) 工事発注手続き等を執行するにあたり、廃棄物撤去について市による確実な実施を担保される必要がある。

◎開発基本協定の徹底

: 新たな確約書の提出

.. 旧地権者の合意書

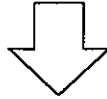
案

岩倉川井野寄地区の埋蔵文化財発掘調査に係る 開発基本協定書と覚書の変更について

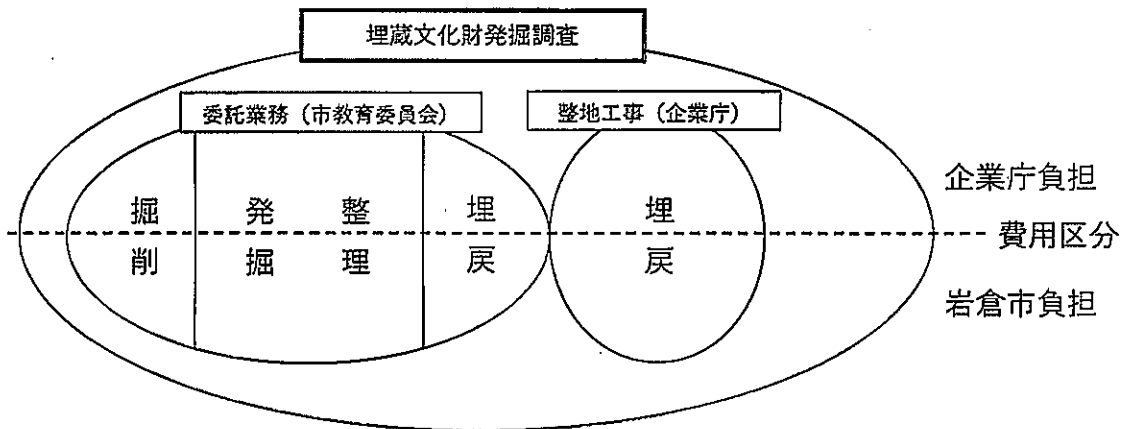
➤ 施工区分

整地工事の工程に影響なく企業引渡し用地の整地を確実にを行うため、発掘残土埋戻の施工区分（施工者・費用）を以下のとおりとする。

- ・施工は、企業庁の整地工事で行うものとする。
- ・費用は、市と企業庁の折半で負担するものとする。
- ・埋戻費は、令和3年度の調査費（企業庁負担分）と埋戻費（市負担分）を合算した内容で負担金協定を締結し、企業庁から市へ支払うものとする。



企業庁の整地工事で埋戻すことについて、開発基本協定書及び覚書の見直し等が必要となる。



➤ 見直しの必要性

一般的には、覚書とは、以下のような場合に作成される。

- ① まだ契約書は締結していないが、双方の合意事項を書面に残しておきたい場合
- ② 契約書を締結後に、新たに合意事項を追加する場合
- ③ 契約書に既に記載された事項を変更する場合

今回は③のケースに該当すると考えられる。

埋蔵文化財発掘調査については、既に開発基本協定書を補足するため、覚書が締結されている。

よって、開発基本協定書の変更を行わず、既に締結した覚書の変更を行うか、新たに覚書を締結することが妥当であると考えられる。

会議状況報告書

報告者

令和3年2月2日

工務調整課 工務G 氏名 伊藤 裕史



決
裁
欄

工務調整課長



担当課長



課長補佐
(工務G)



課長補佐



主査



技師



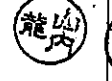
課長補佐
(用地・宅造資産)



課長補佐



主事



課長補佐
(企画調整第一G)



主査



主事



会議の名称	岩倉川井野寄地区 産業廃棄物処理の経過報告について
日時	令和3年2月2日(火) 14時30分から
場所	自治センター12F 会議机
出席者	岩倉市建設部 中野専門監 建設部企業立地推進室 岡主幹 澤井主査 企業庁工務調整課 工務G 麻生課長補佐、森課長補佐、伊藤(報告者)

【目的】

- ①岩倉川井野寄地区で確認された産業廃棄物の処理状況についての経過報告と埋戻し高についての相談。／
- ②調整池南側の付替え水路の敷地に民地構造物が越境している件の経過報告。
- ③建通新聞から市長へのインタビュー依頼についての情報提供。／

【結果】

- ①廃棄物処理完了後、報告を行う。また、埋戻し高については、三河港工事事務所と調整し、整地工事において手戻りがない高さとする。／
- ②2月中に3人の旧地権者と現地立会し、是正依頼を行う。／
- ③記事の内容が分かったら、内容確認のため記事案の提供をしてもらい、企業庁としても内容の確認を行う。／

【内容】

- ①産業廃棄物処理の経過報告について
 - ・令和3年1月12日 大興・渡邊特定JVと委託契約。
(野寄町中田17番について)
 - ・令和3年1月13日 廃棄物の掘削、搬出開始。
 - ・令和3年1月30日 搬出完了
 - ・令和3年2月2日 完掘確認 (H=2.5m~H=3.5m)、土壌調査サンプル採取。
土壌調査結果確認後、埋戻しを行う予定である。廃棄物に燃え殻がなく、ダイオキシン類を含むものが確認できなかったため、土壌調査は、第一種、第二種、第三種特定有害物質について行う予定である。

(川井町萱野南 14 番について)

・令和 3 年 2 月 2 日 掘削、搬出開始。

今週末に、搬出完了予定。その後、土壌調査実施予定。

(市) 埋戻しについて、元々の地盤高まで埋戻しを行うと、整地工事にて再度掘削が必要となり、また周辺の田との高さが違っていると施工性が落ちると大興・渡邊特定 J V より話があったが、掘削前の高さまで埋戻しを行わず、整地工事の手戻りとならないような高さ(周辺の田と同程度)までの埋戻しとすることは可能か。

(企) 三河港工事事務所と調整し、問題なければそれでも良い。

②水路敷への民地構造物の越境について

(市) 昨年中に旧地権者と現地立会する予定であったが、1 人の地権者との日程が合わなかったこと、年明けに緊急事態宣言が発令されたことから立会が出来ずにいたが、2 月中には現地立会を行う予定である。なお、緊急事態宣言が延長された場合でも実施する予定である。

(企) 市としては、どのような対応を行っていくのか。

(市) まずは、越境している構造物の是正依頼を行う。すぐに対応していただけない場合も、土地の無償譲渡の手続きを進め、継続して是正依頼を行う方向で、将来管理者である市維持管理課と調整済である。

(企) 無償譲渡の手続きは、3 月議会を予定していると思うが、そのスケジュールに変更はないか。

(市) 予定通りのスケジュールで進める予定である。

(企) 用地・宅造資産 G で一旦土地の無償譲渡を受けるが、その上で旧地権者とのやりとりについて、記録を残していただきたい。

(市) 了解した。

③建通新聞から市長へのインタビュー依頼について

(市) 先日、建通新聞より市長へインタビュー依頼があった。事前に建通新聞の記者が作成した質問事項の中に、岩倉川井野寄地区についての内容があったため、今回は、その事前に情報提供である。

(企) インタビューはいつ行い、いつ頃の掲載される予定か。

(市) インタビューは 2 月 10 日の予定である。掲載時期がいつになるかは不明であるが、2 月中には記事になるのではないか。インタビューには、建設部長または都市整備課長兼企業立地推進室長が同席する予定である。

(企) 工事内容よりも企業誘致の内容が想定される質問事項であるため、企業誘致課にも情報提供していただきたい。

(市) この後、企業誘致課にも情報提供する予定である。

(企) インタビューによる記事案が完成したら、事前に一度確認させていただきたい。

(市) その予定である。

以上



位置図

②野井町中田17番田 815㎡

①川井町道野南14番田 252㎡

0 5 10 20 30 40
メートル

1:1,500





委託業務名	産業廃棄物処理業務
工種	水管工
位置	② 東側
掘削・搬出 完了	

川井町 菅野南川 番 1/2



川井町萱野南14番

